

NPO法人さいたま市マンション管理士会

活動旅費規程

第1条 この規程は、理事及び監事並びに一般会員（以下「役員等」という。）が、会の運営上必要不可欠な旅行（以下「旅行」という。）を行う場合の旅費等について定めたものである。

第2条 旅行は日帰り旅行、宿泊旅行の2種類とし、その定義は以下の各号に定めるところとする。ただし、理事長が認めた場合はこの限りではない。

- 一 日帰り旅行 原則として各役員等の居住地の最寄り駅から片道50kmを超す地域に旅行し、宿泊を必要としない旅行をいう。
- 二 宿泊旅行 原則として各役員等の居住地の最寄り駅から片道150kmを超す地域に旅行し、宿泊を必要とする旅行をいう。

第3条 この規定でいう旅費とは、以下の各号のものをいう。

- 一 交通費
- 二 日当
- 三 宿泊費

第4条 交通費は以下の各号のとおりとする。

- 一 普通運賃の実費
- 二 鉄道営業キロ片道100kmを超える場合は普通車指定席料金の実費
- 三 寝台列車等の場合は寝台料金の実費

第5条 日当は旅行の日数に応じ、宿泊料は実際に宿泊した夜数に応じて別表1により支給する。ただし、車中又は船中等に宿泊した場合は、宿泊料は支給しない。

第6条 旅行の経路とその利用交通機関は、一般的・経済性を重視して選ぶことを原則とする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

第7条 タクシー等の利用は原則認めない。ただし、特に必要不可欠と認める場合はタクシー料金、通信費及び運搬費等を証明するものを必要とする。

第8条 自家用自動車を利用した旅行は原則認めない。ただし、特に必要不可欠と認める場合は燃料、駐車料、有料道路通行料等を証明するものを必要とする。

第9条 関係機関、団体等の依頼による旅行は先方負担とする。ただし、先方負担に含まれない実費等は必要不可欠と認める場合には支給する。

第10条 同一地に長期間（1週間以上）旅行した場合は、その状況によりこの規定によらないことができる。

第11条 海外旅行の場合の取扱いは、別途定める海外旅行規定の定めるところによるものとする。

第12条 旅行中災害に遭い、又は傷病のため滞在を必要とした場合は、治療及び滞在に要した実費の全額又は一部を支給する。ただし、保険金等により補填できる場合はこの限りでない。

第13条 旅費は原則精算払いとする。ただし、理事長がやむを得ないと認める場合は仮払いをすることができる。

第14条 旅行者は旅行終了後直近開催の理事会に、その報告をしなければならない。ただし、やむを得ない場合は文書にて報告することができる。

第15条 本規定で処理できない事案は、その都度理事会で協議する。

附則

- 1 この規定は、平成26年6月28日から施行する。
- 2 この規定は、NPO法人成立の日から施行する。

別表1

区 分	日帰り日当	宿泊日当	基準宿泊料
役 員	2,000円	3,000円	15,000円
一般会員	1,500円	2,200円	12,000円

注1 宿泊費は必ず宿泊施設の正規の領収書を提出する。

- 2 実際の宿泊費が基準宿泊費以下の場合は、その実際に支払った額とする。